

論文

一七八八年の「不況」とロンドン・ジェネラル・ホールの設立

―展望と利害をめぐるブリテン木綿産業の「攻防」―

大橋 里見

キーワード

産業革命 木綿産業 東インド会社 競売

はじめに

本稿では、一七八八年の「不況」に直面したブリテン本国の木綿産業関係者が、状況の回復のためにとった一連の解決方法を検討する。

周知のとおり、一六世紀に起源をもつブリテン本国の木綿産業は、一七八〇年代には技術的向上をへて本格的な発展期に入り国外に市場を大きく広げていった<sup>1)</sup>。長期に及ぶその産業の成長プロセスについては、産業構造の研究をはじめ数多く存在する<sup>2)</sup>。とくに一八世紀末以降のマンチェス

タ、リヴァプールにおける同産業発展の状況は、ブリテンという地域を超えた近代社会の事例であり、特権会社批判と経済的「自由」の追求は、グラスゴーにおける動向も含め、一九世紀以降に展開した普遍的自由主義につながる重要な事象の一つと考えられている<sup>3)</sup>。しかし、以下の本論で扱う一七八八年の事例では、本国の木綿産業関係者の見解は、必ずしも一枚岩ではなく、産業発展に向けて共同活動をしながらも、異論があったことが示されている。

本論で詳しくみるように、一七八八年の不況時に本国木綿産業者が示した解決の方法は、①特権批判、②本国木綿

産業界への政府支援の要請、③販売拠点構築だったが、そのうちとくに③については、本国木綿産業界の画期的文脈における十分な指摘がない<sup>④</sup>。また、これらの方法を追求する実際の活動において重要な位置を占めたスコットランドの木綿産業界者については、それが、マンチェスターなどと同様、「産業革命」の促進産業を担った地域の一つだったにもかかわらず、言及そのものが少ない<sup>⑤</sup>。

そこで本稿では、以上の点を念頭に、この時期の本国木綿産業界が、産業発展をめぐり複数の見解を示していたことを明らかにする。そして、その事実<sup>⑥</sup>に、これまでマンチェスター、リヴァプールの木綿産業界を基準に理解されてきたものとは異なる、「近代化」の方向性の一面を見る余地があることを指摘する。

## 一、一七八八年の不況の前提

一七八八年の四月、ロンドンのポルトオプトレイドの商務省に請願が九件送付された<sup>⑦</sup>。送り主はランカシャとスコットランド南西部の木綿産業界関係者<sup>⑧</sup>で、いづれも、一七八七年の東インド会社定期販売会でインド製綿織物が通常より「安値」で「大量」に販売されたため、ブリテン製綿布の流通が滞り、本国の木綿産業界関係者が苦しんでいると訴えていた<sup>⑨</sup>。しか

し、東インド会社の貿易は一七七〇年代半ばから増減をくり返しており、一七八七年にとくに大量販売があったとは断定できない<sup>⑩</sup>。確かに搬入量としては各種の綿布は前年の一七八六年を上回るが、価値は下回ったようである。また、関税記録も東インド会社の報告も、そもそも同社が本国に「もたらした」インド製キヤラク、モスリンの大半は輸出されており、ブリテン製品の流通に影響していないとして<sup>⑪</sup>いる。実際、一七八〇年代には、東インド会社の活動は本国における法的社会的変化に左右されていたため、本国木綿産業界の急速な発展こそが、不況とその深化の原因だったとの見方もある<sup>⑫</sup>。そこでこの節では、まず、一七八七年の東インド会社の定期販売会開催の環境を確認し、次に、ブリテン本国の木綿産業界の発展と、それによって生じた国内市場の変化を概観する。そのうえで、一七八八年の不況の同時代的意味に言及する。

請願が等しく批判した東インド会社の定期販売会とは、毎年二回開催されていた、卸業者を主対象とした商品販売会である。ただし、一七八七年開催の会については、次の二点を確認する必要がある。まず、一七八〇年代半ばまでにブリテン本国内の木綿産業界が成長していたことである<sup>⑬</sup>。ブリテンでは、八〇年代初頭までに、綿布製造過程の技術改良が進み、国内産業界の製造力と商品の質が向上した

との認識が高まっていた。これらの新技術が高級綿布の製造にも適用されるようになると、国内での高級綿布製造にも展望が開かれた<sup>14)</sup>。発展への期待が高まるなか、本国の木綿産業関係者は、ヨーロッパ大陸、インド、北米等の海外諸地域の市場を開拓する方針をより鮮明にした。次に、一七八〇年代に東インド会社への批判が激しさを増していたことである。本国では、ネイボップが政治的社会的勢力として顕現する一方、東インド会社社員の私益追求や、不徳行為への不満がつのつていた。同社の次期貿易特許更新（一七九三年）を前に、会社の行政的権限の行使が問題視されるなか、一七八四年に、インド現地での会社の政治的権力の伸張を抑止するインド法が成立した。他方、同年に制定された代替法（Commutation Act）は、<sup>15)</sup>同社の貿易商品を、本国で販売するさいに公開（public sale or public auction）<sup>16)</sup>することを再び義務化した。

会社の特権増大をけん制する政治的動きが強まり、商業上のライバルとして本国木綿産業が急成長するなど、一七八〇年代前半のブリテンには、東インド会社にとって「不利」な状況が展開していた<sup>17)</sup>。ただし、輸出奨励金制度など、同社の貿易特権は維持されていた。先述の代替法は、本国内での東インド会社の販売を再規定した点では同社にとって商業的制約になったが、関税比率を大幅に削るなど、

会社の輸入活動を奨励する面もあった。また、当時のブリテン本国には、同社の商業特権を即停止し、その貿易活動を縮小することが本国の経済発展に水を指すという考えもあった<sup>18)</sup>。つまり、一七八〇年代は、本国で東インド会社をとりまく環境が厳しくなっていたが、極端に悪化してはいなかった。よって、状況からは、東インド会社が、上記の請願が強調したほどに一七八七年の販売会で異例な売り方をする必要があったと断定することはできない。そこで次に、本国木綿産業の発展と市場の変化を確認し、東インド会社の販売会以外の不況の要因を探ってみよう。

一七七〇年代の対外戦争以来、ブリテンの貿易は一般に停滞する傾向にあった。政府は、原材料の確保を含め貿易関連法律の一定度緩和を認め、八〇年代半ばまでに、相次いでヨーロッパ大陸諸国との通商条約を結んだ。一七八六年の対フランス通商条約締結後には、本国製木綿商品の市場が拡大するとの期待が高まり、同産業への投機が高揚した<sup>19)</sup>。翌八七年に東インド会社が定例販売会を開催すると、国内市場内の木綿商品量が増え、価格が低下した。インド製綿布も投機の対象になり、木綿産業への投機の気運がさらに高揚し混乱が生じた。国内の木綿関連商品の市場が落ち着きを失うなか、ロンドン商人のなかには、木綿産業の前途を悲観して綿布の買いつけを控える者がでた<sup>20)</sup>。つまり、

一七八八年の「不況」とロンドン・ジェネラル・ホルの設立（大橋）

一七八八年の不況には、ブリテンの対外情勢と本国木綿産業の急速な進展がもたらした、特殊な国内市場の状況が関わっていたとみることができよう。

以上を念頭に、一七八八年の「不況」の同時代的意味を指摘しよう。前年の東インド会社の販売会は市況悪化の唯一の原因ではなかった。ただし、木綿商品を本国にもたらしたことが自体が混乱のもとになったとはいえる。同社は、その意味で、「不況」に無関係ではなかった。どのようなかたちであれ東インド会社が不況に関わっていた事実は、当時、同社の評判が思わしくなかったがゆえに、本国の木綿産業関係者に、会社を批判する理由を与えた。他方、一七八〇年代までの技術的進歩は、本国製綿布の量と質を向上した。そこに起きた一七八八年の市況の混乱は、本国木綿産業関係者が、大量の商品を販売する安定した流通網をもっていないという問題を表面化した。つまり、本国木綿産業関係者にとつて八八年の「不況」は、特権会社の独占と不正を糾弾することと同時に、自国製品を効率的に販売するための環境について考えるきっかけを与えるものだった。

## 二、不況への対応の基盤

前述のとおり、商務省宛の請願はどれもほぼ同じ時期に作成、送付されており、論旨も酷似していた。不況に対応する過程に、産業関係者は、基本的にはそれぞれが有力者に直接はたらきかける方法で状況の改善を試みた。しかし、不況が問題視されはじめた一七八八年の初めには、マンチェスタとグラスゴウの産業関係者は、中央政府や東インド会社と交渉する場合、共同で圧力行使もおこなった。以下この節では、次節にみる、本国木綿産業関係者の不況対応の検討の前提として、マンチェスタ、グラスゴウでの不況対応の主体と、これら二地域の「代表団 (delegates)」について確認する。

### (1) マンチェスタ

一七八〇年代末のマンチェスタでは、マンチェスタ産業保護育成会 (Manchester Committee for the Protection and Encouragement of Trade, 1774) が、地域の経済諸問題に対応していた。この育成会は、マンチェスタ商業協会 (Manchester Commercial Society, 1794) の前身組織<sup>②</sup>で、木綿産業関連では、アークライトの水力紡績機特許独占をめぐって活発な議論と反対活動を主導した。ただし、地域

経済の問題により細かく対応したのは、暫定的に設置された各種委員会 (Committee) だった。<sup>27)</sup> 自治都市ではなかったマンチェスターには特権的職能集団はなく、一八世紀後半にも、問題が発生するたびに産業関係者が自発的に集まり、暫定的な団体を形成して要求をまとめ、地域の統治行政部や中央政府に直訴し、問題への関心を喚起するため地域紙に公告を掲載するなど、解決方法を示した。<sup>28)</sup> 他方、暫定的諸団体から個別に陳情を受けた地域の行政組織は、町長にあたるバラリーヴ (Boroughreeve) や治安官が、関係諸集団や産業資本家、地域エリートらに呼びかけ、集會を召集して問題をとりあげた。<sup>29)</sup> つまり、一八世紀末のマンチェスターには経済利害を吸収する恒常的組織は不在だったが、地域の産業利害に積極的に対処するための土壌は築かれており、一七八八年の不況のさいも、主にこの方法で問題が処理された。<sup>30)</sup>

## (2) グラスゴー

バロニ自治都市 (Burgh of barony) の特権をもつグラスゴーでは、マンチェスターよりも継続的で組織的な対応がみられた。同市には一六〇五年以来、商人館<sup>31)</sup>と職工館<sup>32)</sup>の特権機関が存在しており、これらが各々の領域の利害を吸収しつつ同市の経済活動を統制し、問題に対処していた。

史苑 (第七八巻第一号)

政治的には商人館が強力で、両者はしばしば対立した。しかし、一七六〇年代にグラスゴーの主要産業だった煙草産業が衰退しはじめた後、一七八三年にグラスゴー産業會議 (Glasgow Chamber of Commerce) が設立されると、これが、グラスゴー市と周辺地域の経済上の重要問題を預かる拠点になった。<sup>33)</sup> 産業會議発足時の会員はグラスゴー市内の商人が最も多く、この内訳は、會議運営上の勢力分布に影響した。<sup>34)</sup> しかし、地域の主産業の衰退を受けて設立された同會議は、商人館と職工館の政治的、地位的対立を解消し、産業利害を包括的に解決する役割を期待されており、會自体も、グラスゴーと近郊地域の経済状況を總体的に向上する強力な支援基盤になることを目標とした。グラスゴー産業會議は、発足直後に国王勅許を獲得し、スコットランド南西部産業地域唯一の経済的公的組織として、地域の産業にかんする問題に幅広く関与した。<sup>35)</sup> そして成長著しい木綿産業の発展を支え、<sup>36)</sup> ここで検討している一七八八年の不況時にも、この産業會議が強いリーダーシップを発揮した。

## (3) 代表団

一七八〇年代のブリテンでは、異なる産業従事者を結ぶ全国的経済利害団体の組織化がみられるようになった。<sup>37)</sup> ただしこの種の組織は、経済的利害が地域と産業ごとに収斂

し、広範囲に適応する統一的な利害を追求することが困難、もしくは意味が小さい環境では、要求内容の違いから組織内に主導権争い等が生じ、継続的に機能することは少なかった<sup>33)</sup>。しかし、同じ産業に従事する者は、地域を越えた連携回路を形成することがあった。発展期の木綿産業関係者は、遠距離であっても、同業者とつながることが、原料調達や技術開発、工場の設立や経営を促進するうえで不可欠と考えた。たとえば、後にロンドンで都市警察の基礎をつくるポリティカル・エコノミストで、後出のロンドン・ジェネラル・ホール開設案において活動するカフーン(Patrick Colquhoun, 1745-1820)は、八〇年代半ばまでグラスゴー市長とグラスゴー産業会議初代議長を務めており、地域産業の振興に熱心だった。ただし、同時に、グラスゴー木綿産業の育成と発展を念頭に、ランカシャ等イングランドの諸地域や、ヨーロッパ大陸の産業関係者と連絡をとり、調査をし、情報<sup>34)</sup>を交換した。技術や資本の提携は、身近な人的ネットワークがなお中心だった<sup>35)</sup>。ただし、アークライトとブリテン各地の繊維産業者との企業提携が示すように、新型機械の導入や工場設立等の契約は、地域や国境を越えておこなわれた。各地方、地域の産業関係者は、ロンドンの仲介業者と連携したほか、地方の、距離を隔てた地域の産業関係者が、製造や販売活動上の提携関係をも

つこともあった<sup>36)</sup>。一八世紀末のブリテンの産業関係者は、政治的にも、こうした同種産業内の多様な連携をとおして主張を發した。

一七八八年の不況時にも、「代表団」のもとで、産業者の超地域的連携がみられた。代表団には主に三つのかたちがあった。①ロンドン駐在の代理人が地方の産業地域を代表して形成したもの。②①の一部が、必要に応じて別途形成したもの。③不況発生後に新たに派遣された者らが共同で構成したもの、である。形は違ったが、いずれにおいても、マンチェスターとグラスゴーの関係者がリードをとった。代表団の役割は、地元の意見をロンドン在中の地方選出議員や有力者、中央政府、関係省庁に伝えることと、これらの意見をふまえて政府高官、東インド会社取締役等と実交渉にあたることだった。各組織がどの程度の期間維持され、組織の成員がどの程度の密度で連携したかは不明である。しかし、代表者は、請願やパンフレットを作成するさいには共同で活動した。

一七八八年の不況時に、ブリテン本国の木綿産業従事者は、まずは各地域内で問題に対処した。だが、必要に応じて地域を超えて暫定的に連携して行動し、代表団を形成することもあった。ただし、連携をとった場合も最終的に各地域の代表は、それぞれの出身地域、もしくはそれぞれが

強くつながる地域の意向を尊重しつつ行動する傾向があった。

### 三、具体的対応

#### (一) 特権会社批判

マンチエスタとグラスゴーでは、請願の提出に先立ち、それぞれの地域で会合を招集した。マンチエスタでは、バラリーヴが呼びかけて一七八八年二月一二日に開かれた「キャラコおよびモスリン製造業の福利に関心をもつ」者たちが出席した会が最初の会合だった。そこには、「ピール父子ら地域の有力産業関係者にくわえ、アークライト父子など地域外からの関係者も含まれていた。グラスゴーでは、前出のカフーンを議長とするグラスゴー産業会議が、マンチエスタよりも早い一月二五日に「綿糸紡績工および、白木綿、モスリン製造業者」に呼びかけて最初の会合を開き、「イングランドの主要木綿産業者」から不況関連の書簡を受取った後の二月一三日（マンチエスタでの初会合開催の翌日）に詳細な討議をおこなった。<sup>(45)</sup> 両地ともにこれら初期の会合で不況対策の取りまとめ役を選出し、臨時委員会を設置した。<sup>(46)</sup> 不況の「主因」を特定し、解決策の骨子をまとめ、対策の実行に向けて積極的に活動することを誓っ

た。<sup>(48)</sup>

初期の会合での討議内容について、グラスゴー産業会議が詳しい記録を残している。マンチエスタでの討議内容自体は未詳だが、マンチエスタとグラスゴーが密接に連絡をとっていたという理由で、以下では、グラスゴー産業会議の記録に従って、対応活動初期の討議内容を確認する。まず決議の全容である。グラスゴー産業会議は、二月一日の第二回会合で一四件の決議事項を採択した。会議の開催主旨を記した前文（第二項）の直後、本文冒頭（第三項）で産業関係者の窮状とその原因の概要説明があった。つづいて近年のブリテン木綿産業の発展状況の説明（第四、五、六項）があり、再び経済的危機がふられ、本国の木綿産業を保護すべきだ、と主張された（第七項）。次に、東インド会社にたいする批判が展開し（第八、九項）、事態への具体的対応策が示された（第一〇、一一項）。最後二つの条項は、議長への謝辞と、全決議事項が採択されたことの承認である。<sup>(49)</sup>

決議では、不況の原因が二点指摘された。①東インド会社が、本国の木綿産業関係者よりも法的に有利な貿易条件を得ていたこと。これは、東インド会社の貿易商品（木綿製品を含む）に輸出奨励金が認められていたため、一七八五年のフラスチャン法撤廃後にも、同社に比べて、

本国製木綿製品が不利な条件下で販売されていたことなどを念頭においた主張だったとみられる。<sup>②</sup>東インド会社が、綿布を「突如、大量」に輸入したこと<sup>②</sup>とくに問題となつたのは、モスリン等、上質綿布の量販だった。一七八〇年代には、ブリテン木綿商品はインド製綿布より劣るという見方がまだ根強くあつた。<sup>③</sup>しかし、技術的には、ブリテンでも高級綿布の製造は可能だった。そのため本国の産業関係者は、市場開拓に意欲的だった。会合では、東インド会社が八〇年代初頭から特定の上質綿布を不当に販売していたと指摘したうえで、その種の販売が<sup>④</sup>つづいて<sup>⑤</sup>いることが、本国製の綿布の流通に影響しているとした。<sup>⑥</sup>

グラスゴーでは、第二回会合の一週間後（二月二〇日）に第三回会合を開き、先行する会合での決議内容を再確認した。そして東インド会社の特許更新日程（一七九三年）をふまえて、状況を改善するために情報を早急に収集する必要があり、と強調した。<sup>⑦</sup>第二回会合で採択された議決の内容は、地元紙上に公表された後、「さらに詳しい調査をへ」て、同年四月に出版されたパンフレット『大英帝国における、キャラコ、モスリン産業の直面する重要な危機的状况についての解題』中に引用されて、公開された。<sup>⑧</sup>グラスゴー産業会議は、その後も、木綿産業の状況にかんする協議を断続的におこなつた。<sup>⑨</sup>

他方、マンチェスタ、グラスゴー以外の木綿産業関係者も連絡をとりあつた。マンチェスタ東北部、アシュトン・アンダー・ラインの木綿産業者は、一七八八年二月にカフーン宛ての書状で地域の惨状を伝えている。<sup>⑩</sup>グラスゴー産業会議では、さらに広がりをもせる不況に対処するにはイングランド各地の木綿産業関係者との連携が必要だとし、イングランド、スコットランド両地域の産業関係者の合同会議開催を提案した。<sup>⑪</sup>提案は実現しなかったが、とくにグラスゴーの産業関係者は、当初から他地域の産業関係者と共同する可能性を模索するなど、概して幅広く活動を展開することに積極的だった。

各地域が不況への対応を示す一方、ロンドンでは、代表団が、それぞれの代表地域の有力者の支援取りつけに奔走し、商務省の役人や東インド会社取締役との折衝を重ねた。また、マンチェスタ、グラスゴーの会合で得た決議内容にそつて、現行の貿易関連法の見直しを政府に要求し、考慮されるべき条件を以下のように示した。<sup>⑫</sup>①東インド会社の貿易にたいする政府の保護支援は停止すべきこと、②前年のような輸入綿布の廉価販売は今後いっさいやめるべきこと、③東インド会社は木綿製品の販売を年二回の定期公開販売会に限るべきこと、④東インド会社が高級綿布用の綿糸を本国に供給することを禁じ、会社の輸入商品を、本国

の木綿製造業の発展に貢献するための材料（原棉）に限定すべきこと。<sup>(66)</sup>

以上のとおり、本国の木綿産業関係者は、まず、本国的環境や体制が支える、東インド会社の逸脱した貿易販売体制を不況の主因として批判した。そして、不況に対応し、ブリテン本国の木綿産業を発展させるために、東インド会社の商業特権縮小と、本国の木綿産業関係者にたいして、同社と等しい権利を与えることを要求した。

## (2) ロンドン・ジェネラル・ホール (General Receiptacle or Hall) 開設案

不況は収まる様子をなかなかみせなかった。一七八八年四月末発行の『ロンドン・ガゼット』は、八八年には破産がとくに多数で、新聞が発行された時期までに、多くの木綿産業関係者の破産を確認したと報じた。<sup>(67)</sup> 同年五月初旬、商務省には、木綿産業関係者からの陳情が新たに届いた。<sup>(68)</sup> 政府は、東インド会社から輸入木綿商品の販売にかんする報告書を受けとり、同社役員と本国産業関係者に面談するなど解決方法を模索した。しかし、問題の解決にはいたらなかった。<sup>(69)</sup> 本国の木綿産業関係者は、特権会社の批判と、自産業の制度的保護を要求する方法が功奏さないなか、別の解決方法を提示した。

史苑（第七八巻第一号）

五月末、ロンドンでは、「ブリテンの木綿工場所有者、および、キャラコ、モスリン製造業者」の代表が、請願を商務省に提出した。「ブリテン木綿産業が大発展するには「中略」、商品の新たな販路「を開拓すること」が必要である」。<sup>(70)</sup> 前文にこう記したうえで、請願は、「キャラコ、モスリン、その他の木綿と、その混合製品を集荷し、公開の競りで販売」するため、「ロンドン・ジェネラル・ホール」の開設を計画していると告げた。<sup>(71)</sup> そして、製品搬入時に要する前金額とその払い戻し方、製品収納方法、ホールの利用規定や運営方法、大陸の商人向け目録の回覧、世界の商人にたいするブリテン製木綿商品の宣伝活動、海外市場の需要にかんする本国の産業者向けの有益情報の伝達、そして、競りによる公開販売会の年四回開催など、ホールでの活動全一〇項目を記した計画案を示しつつ、

…この計画を実行すれば、各種の利益が生まれるだろう。よって請願者は、これを、現在の大不況への特効薬とするために、…永劫かつ堅固な利益「の源泉」とするために、大蔵大臣殿から最大のご支援を賜うよう希う。最有力のお墨付き、国王勅許をできるだけ早く賜うよう、我々の考えを上梓してくださることを希う…。<sup>(72)</sup>

と、ホールの公益性の高さを力説した。

集約的販売拠点をロンドンにおき、販売方法に競りを用いるなど、この計画には、この節の(1)でみたのと同様に、本国木綿産業界が東インド会社と同じ土俵で商売する準備を整えようとする意図を読みとることができる。しかし、東インド会社との関係の維持は、本国の木綿産業界にとって重要だった。実は、代表団は、ホール開設案を各地の木綿産業界関係者に告知していなかったが、その理由は、計画に確実な賛同をえるために建設資金を調達する必要があったからである。その資金提供者に東インド会社の元役員が含まれていたこと、一七八〇年代においても材料供給のルートとして、本国木綿産業界が東インド会社を必要としており、同社との対立が有益ではなかったことなどを考慮すると、提案を事前に告知しなかったのは、不況の「原因」だった東インド会社との関係維持を画策していたためと推測することもできよう。

同社に配慮する姿勢は、ホール開設案にかかわったカフーンの思想にもみることができる。グラスゴー地域の産業振興に熱心だったカフーンは、不況回復のための活動では、本国の木綿産業界への政府の支援が足りない主張して、東インド会社への特権偏重を批判していた。また、特権会

社同様の商業的利権を本国の産業がもつことで自由な商業活動が実現するとくりかえし、本国木綿産業にたいする税率改正を求めるとくりかえし、本国木綿産業にたいする税制を模索した。こうした考えは、ジェネラル・ホールの運用案にも反映されている。たとえば、ホールでの製品販売を競りで行うとしたのは、一七七七年の競売課税法制定以降、競売される商品の多くは免税対象になっており、東インド会社の輸入商品も競売される場合には例外ではなかったからである。

しかしカフーンは、産業利害を国家的問題ととらえていた。彼は、本国の木綿産業界と東インド会社とが対立しすぎること懸念し、状況を良い方向に導くための制度改革では、「東インド会社「の商い」を損なわない」ことを望んだ。後に出版したパンフレット『ブリテンにおける紡績工とピース・グッズ製造工の場合』（一七九〇年）のなかで、カフーンは、本国木綿産業界保護は必要だとしつつも、綿布価格が下落すれば、本国の産業だけでなく、東インド会社にも不利益が生じると述べた。ブリテン経済の総合的繁栄は、批判と敵対をこえて、共存可能な環境を整えることかなうというのがカフーンの意見だった。

開設案は、上述の諸方針のほか、国内同業者の組織化や、自国製品へのアクセスを国内外に幅広く展開するため

の具体的な方法を示し、運営組織と建物の維持、ホールでの活動に参画する産業者の福利厚生の運営維持の詳細も定めた。ホールは木綿産業関係者が構成する同業者団体が管理し、公則と恒久的資本にもとづいて運営するとした。ここには、代表が、本国木綿産業内の産業振興と流通体制の未熟さが不況の一要因だったことを認識し、毛織物産業が所有していたクロス・ホールに似た流通の拠点を築き、産業発展のインフラ整備をしようとしていた可能性をみることができる。代表団が示したジェネラル・ホールとクロス・ホールは、存在意義や運営方針において大きく異なっていたほか、ジェネラル・ホールでは、木綿産業関係者に、当初からホールの使用不使用の自由が認められていた。つまり、同業者個人々の自立性や自由意志を尊重したうえで、新型の集約的拠点をつうじて、国内各地に散らばる木綿産業関係者を統括する共同体をつくるのが、代表団のねらいだった。

特権を批判しながらも、東インド会社を単に排除せずむしろ役割分担を明確化する。同時に、自産業のための集約的流通拠点の構築を提案するが、同時に産業者の自由な活動を認めるといふように、ロンドン・ジェネラル・ホールの開設案には、新旧さまざまな考えが入り混じっていた。こうした提案が過渡期ならではの特異性なのかどうかは不

明だが、少なくとも、一七九〇年代以降の経済的自由主義とは異なる面をみせていた。

#### 四．ロンドン・ジェネラル・ホールにたいする反対

開設案を審議するため、商務省は、マンチェスタ、グラスゴー、そしてグラスゴー近郊の産業町ペズリーの木綿産業関係者に意見を求めた。同年七月末、三地域から回答があった。マンチェスタとペズリーは計画に反対、グラスゴーは賛成だった。反対意見が過半数だったため、商務省は、ロンドン・ジェネラル・ホールの設立を認めなかった。

反対の理由は大きく二つだった。まず、それぞれの地域に固有の事情である。これには、ホール建設予定地がロンドンだったことに関連し、さらに二点を指摘することができる。綿布市場は、一七九〇年代半ばにもなおロンドンが中心で、海外輸出もロンドンを経由していたといわれる。ただし産業が急速に発展した一七八〇年代末のマンチェスタは材料と製品の搬入出をリヴァプールに依存しており、同地域の産業利益を損なうという理由で、自製品を製造地から離れたロンドンにわざわざ搬送することに利をみいださなくなつてもいた。次に、各地域が力を入れていた製品の違いも、ホールをロンドンにおくことへの反対理由の一

つだった。マンチェスタでは、同じくホールの開設に反対したベズリーと連携して高級木綿製品を製造しつつ、一般使用の製品など多様な綿布製造を展開していた。他方グラスゴーは、麻織物製造の技術を応用しモスリン等の比較的高級なピース・グッツの製造に力を入れた。製品の違いは市場の相違を意味した。マンチェスタがすでに北米の市場を重視していたの<sup>(8)</sup>にたいして、グラスゴーは、ヨーロッパ大陸諸国の東洋趣味と奢侈消費とをターゲットとしていた。マンチェスタの木綿産業関係者がヨーロッパ市場に無関心だったわけではないが、彼らは、ロンドン經由の貿易を特定の代理人を介して独自に行っていたため、新設のホールを利用することに意味を認めなかった。ホール開設を提案した代表団には、マンチェスタとグラスゴーの代表が三名ずつ含まれていた。したがって、ジェネラル・ホールの建設地をロンドンとしたことには合意があったとみるのが適当だろう。しかし、上述のとおり計画が地方の産業関係者にあらかじめ伝えられていた形跡はない。したがって、商務省からの答申で計画を初めて知った各地の木綿産業関係者は、地域の事情を考慮して、従来使用していた個々の流通方法を優先し、ロンドンのホールの利用に賛同しなかつたとみることが<sup>(9)</sup>できる。

次に、競りによる公開販売を前提とするジェネラル・ホー

ルという施設に反対する意見である。反対理由は、それぞれの地域における産業の規模と、施設についての認識の違いである。一つ目の産業規模に関係する反対理由とは、ホールのような集約的施設で公開に商品を販売する方法は、木綿製品には適さないと考えられていた事実である。ランカシヤ地域史の著者J・エイキンによれば、一八世紀には、ランカシヤでも、綿布を地域の公共市 (local public markets) で売買しており、マンチェスタは市の開催地でもあった。ただし、市で売買されたが、綿織物は「…ヨークシヤの「毛」織物販売のように展示されない」<sup>(10)</sup>。なぜなら、綿布は量と種類が豊富だったため、展示即売の方法が適さないと考えられていたからである。

二つ目の、ホールという施設にたいする認識にかかわる点である。ここには、ホールのもつ「公」性を問題視する立場と、「競り」という販売方法を問題にする立場とがあった。前述のとおり、代表団は、ジェネラル・ホールの運営は、国内の木綿産業関係者が組織する同業者団体が管理するとした。そこでの問題は、施設を拠点にして木綿産業関係者の団結組織が生まれることで、産業関係者のなかには、こうした団体を、特権会社と同種の社団的組織とみなす者がいたことである。そうした組織のもとでは、産業者個々人の利益や商活動の自由が侵害されるというわけである。

もう一つの、「競り」にたいする認識である。ブリテンでは、一七七〇年代末まで、競りの運用は法的規制をいっさい受けなかった。そのために競り自体も正規の販売方法とは認められていなかったが、多数の購買予定者を動員し、多量の商品を一齐に販売できる点で効率がよかった。また、販売予定商品と販売完了の経過を開示する点では取引の公正性を保障したので、取引所など、公的市場で利用される傾向があった。さらに、競りは、市場経済が発展する過程の十八世紀のブリテンでは流通のさまざまな局面で頻繁に用いられていた。その点、木綿産業での利用も例外ではなかった。ただし、競りをおこなうには特殊な技能と知識が必要で、その運用は技術をもつ人間に集中しがちだった。こうした、いわば競りの独占的運用は、他の商人と競り運用者とのあいだに対立関係を生んだ。先の、競売課税法は、競り人にライセンス取得を義務付けたが、同法の免税措置のもと、一部の競り人はライセンスが不要とされたため、競り人の位置づけはむしろ錯綜した。そうした制度上の不備について仲介商人が暴利をむさぼることもあった。一七八九年出版の『木綿産業考』の著者で、西インド諸島での交易経験をもつ仲介業者によれば、木綿産業において競りは、投機的取引が増えた八〇年代に多く利用された。一般に競りは中間商人が行ったが、彼らは高額な仲介料を

とり「いかさまの (deceitful)」商いで製造者の利益を損ねた。さらには投機がおられる心配もあった。競りでは仲介業者が悪事をはたらき、投機を助長しうる好ましからぬ販売方法である。この認識が、とくにマンチェスターと同地域等の産業関係者によって共有された。彼らは、一七八八年の不況の翌年に起こった織物製品にたいする競売税免税規定改正案をめぐる議論でも、実直な商人の経済活動を阻害する競りは、商業の自由を損なう性質の販売だとの批判を展開した。

ロンドン・ジェネラル・ホール開設案は、ブリテン各地の木綿産業関係者を結び、流通を組織のもとで管理することで市場の混乱を解消し、効果的宣伝方法等によって市場を拡大しようという提案だった。提案に反対した産業関係者が集約的流通施設や競りを使用しないというわけではなかったが、個々の産業地域では、異なる市場と流通方法が志向されており、それが開設案にたいする反対意見の一つになった。同時に、ホールという拠点と、そこでの販売方法自体にも強い反対がみられた。計画案への反対者は、それらに「独占」「不公正」「詐欺的」などのマイナス要素を認めていた。これらの要素は、本国の木綿産業関係者自身が東インド会社批判を展開したさいに指摘した要素であった。

## 結語

ブリテンの経済社会は、一八世紀末より、自由主義をはじめとする各種の近代的制度や思想を展開するための環境を準備していった。その過程において、とりわけ本国の木綿産業界の発展が新時代の一端緒とみなされるのは、木綿産業界が、マンチェスタという旧来のコーポレーションとは異質の地域を中心に展開したことが注目されて、新しい（ないしは近代的）思想と強く関連すると理解された面があるからである。本稿でみた一七八八年の事例にも、マンチェスタの「先進性」を裏づける事実を認めることはでき、そうした理解は、一九世紀におよんで展開する近代的側面を説明するさいには適合するだろう。ただし、一八世紀末の木綿産業界の実態は、もう少し複雑だった。そもそも、木綿産業界はマンチェスタ以外の地でも行われていた。グラスゴーとスコットランド南西部地帯はそうした地域のなかでもマンチェスタに並ぶ重要な位置にあり、一九世紀におよぶ社会経済史上にも見過ごすことができない存在だった。そのグラスゴーが幅広い地域を巻き込んで産業界の連携を構築していたこと、東インド会社の位置づけ、同会社にたいする批判のしかた、そして経済的「自由」の獲得にしかたにおいて、マンチェスタなどとは異なる、時代の最先端を

行く思考とは必ずしもなじまない方向性を模索していた事実は、一七八〇年代末のごく短い時間に起こった事件においてのことであれ、注目に値する。なぜなら、そのような違いが、産業界が存在した地域、もしくは地域に存在する共同体の性質にはもちろん、地理的環境の違いに影響を受けていた事実は、たとえば「自由」のような普遍的価値として処理されがちな問題を、歴史のなかのある時点において地域がおかれた現実や具体的な環境も考慮して検討する必要があることをあらためて示しているといえるからである。

この点は、ロンドン・ジェネラル・ホールという集約的施設についての考え方にも当てはまる。オーブン・マーケットなど旧来型の取引空間は、一般に、流通と消費が榮え、自由主義への支持が強まるにつれ存在意義を低めるといわれるが、一八世紀に新たな消費方法や娯楽が出現するという新たな文脈のなかで再び使用されるようになる。こうした推移も、「公」や独占、不正などへの批判の観点のみからではなく、経営的工夫や選択との関係、さらに社会経済、文化的変化を考慮して、具体的に検討する可能性がある。このような検討をすすめることで、産業革命という古典的な問題を、より広い視野において展開している一八世紀ブリテンの経済社会研究の一部に位置付けることができよう。

- (1) F. Crouzet, 'Toward an Export Economy: British Exports during the Industrial Revolution', *Explorations in Economic History*, vol. 17, no. 1, 1980, pp. 48-61. M. M. Edwards, *The Growth of the British Cotton Trade 1780-1815*, Manchester UP, 1967, p. 180.
- (2) A. P. Wadsworth and J. de L. Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire 1600-1780*, Manchester, 1931. H. Smithers, *Liverpool, Its Commerce, Statistics, and Institutions; with A History of the Cotton Trade*, Liverpool, 1825. M. B. Rose, *The Lancashire Cotton Industry A History since 1700*, Lancashire County Books, 1996, p. 7; 坂巻清『イギリス毛織物工業の展開 産業革命への途』日本経済評論社、二〇〇九年(さくへに第八章)。
- (3) Edwards, *The Growth*; F. Crouzet, 'Toward an Export Economy, 1980; J. Hoppit, 'Financial Crisis in Eighteenth-century England', *Economic History Review*, 2nd ser., vol. XXXIX, 1986, pp. 40, 54-55; M. B. Rose, *The Lancashire Cotton Industry*; 岡茂男「イギリス綿工業と東印度会社—産業革命展開期における初期自由主義貿易運動—」『武蔵大学論集』(創刊号)一九五三年・西村孝夫「インド綿業とイギリス綿工業(大会報告要旨)」『社会経済史学』三五巻・五・六号、一九七〇年・茂木一之「原棉市場構造の特殊かど不安定性—初期イギリス綿業の特殊化と競争(一)—」『高崎経済大学論集』第三九巻・第二号、一九九六年・五九頁・同「初期イギリス綿業における景気変動と競争構造」『高崎経済大学論集』第四一巻第三号、一九九九年・
- 四七一四八、五三頁。
- (4) ③については Edwards, *The Growth*; 茂木「原棉市場構造の特殊かど不安定性…(一)」・同「初期イギリス綿業における景気変動と競争構造」が言及している。
- (5) 一七九〇年代以降についてはこの新しい研究は Y. Kumagai, *Breaking into the Monopoly: Provincial Merchants and Manufacturers' Campaigns for access to the Asian Market, 1790-1833*, Brill (Leiden, Boston), 2013.
- (6) The National Archives (hereafter, TNA): BT5/5 ff. 42-44.
- (7) 請願の発信地と作成者の詳細は以下のとおり。スコットランド南西部(キヤラロ、モスリン製造業者と紡績工)・フランス・ブレストン・ストックポート・チョーリー(紡績工)・マンチェスター(全三件)・ポールトン・ストックポート(業種不明)。TNA:BT5/5 ff. 42-44.
- (8) *The Public Advertiser*, 15/05/1788 (Thurs.), no. 16793.
- (9) 'An Account of the Annual Net Produce, from the 5th April 1775 to the 5th April 1785 of the Several Taxes now subsisting....', 1785, S. Lambert ed., *House of Commons Sessional Papers of the Eighteenth Century*, vol. 50 (Finance, 1784-1787) IUP, 1975, p. 69.
- (10) *Report of the Select Committee*, 1793, pp. 2-4 &c.
- (11) *Report of the Select Committee, of the Court of Directors of the East India Company, upon the Subject of the Cotton Manufacture of this Country: with Appendices*, 1793, pp. 4-5; 木綿以外の繊維製品の価格をめぐってかんする論争については J. Cuenca Esteban, 'British

- textile prices, 1770-1831: are British growth rates worth revising once again?, *ECHR*, XLVIII-1, 1994, pp.72-73 (Table 2), pp. 101-102 (Table A3). Also see the debates on the industrial growth particularly in the 18th century textile industry, N.F.R. Crafts and C.K. Harley, 'Output growth and the British industrial revolution: a restatement of the Crafts-Harley view', *ECHR*, XLV-4, 1992, pp. 703-730; C.K. Harley and N.F.R. Crafts, 'Cotton textiles and industrial output growth during the industrial revolution', *ECHR*, XLVIII-1, 1995, pp. 134-144.
- (21) M. M. Edwards, *The Growth of the British Cotton Trade 1780-1815*, Manchester UP., 1967, p. 42. *Report of the Select Committee*, 1793, loc.cit.
- (13) プリテン木綿産業の一七八〇年代についての詳細な言及は Edwards, *Growth* と同時代文献 D. Macpherson, *Annals of Commerce, Manufactures, Fisheries, and Navigation, with Brief Notices of the Arts and Sciences connected with them. Containing the Commercial Transactions of the British Empire and Other Countries, from the Earliest Accounts to the Meeting of the Union Parliament in January 1801*, (4 vols.), London, 1805, vol. 3, pp. 649-50, vol. 4, pp. 80-1, 152-4.
- (14) Edwards, 1967, pp. 40-41.
- (15) F. Crouzet, 1980, loc. cit.†
- (16) 24 Geo.3 Seas. 2, c. 38, s. 5. 同法が輸入茶の関税額を大幅に減じたため、東インド会社の茶貿易はかえって強化された。一七八四年の代替法については H.C. Muir and L. H. Muir, 'The Commutation Act and the Tea Trade in Britain 1784-1793', *ECHR*, v. 16, no.2, 1963-64.
- (17) 9&10 Will. III, c. 44; Macpherson, *Annals*, vol. 2, p. 697.
- (18) 状況は同会社と重大な問題と認識しつつあった。'Commercial letters of the East India Company' cited in Edwards, *Growth*, pp. 44-46.
- (19) P. J. Marshall, *Problems of Empire: Britain and India 1757-1813*, London, 1968, p. 44.
- (20) 消費税対象商品の税額を統一することを目的とした課税額統合法 (Consolidation Act, 1787) を参照。東インド会社の木綿製品貿易に関わる点では、原棉について、プリテンの植民領から輸入される場合には免税、その他の地から輸入される場合は一ペンス/ポンド（売価）の関税が課された。綿糸の関税額は三・五ペンス/ポンド（同）だったが、同時に三ペンス/ポンド（同）の輸出奨励金が保証された。綿布は「東インド諸国と交易するイングランド・ユニオン・カンパニーが公的に販売する」一〇〇ポンド価格相当の商品ずつにつき五〇ポンドの関税が課されていたが、同時に輸出奨励金四八ポンド一〇シリングが保証された。
- (21) A. Redford, *Manchester Merchants and foreign Trade 1794-1858*, Manchester, 1934, p.4.
- (22) *The Public Advertiser*, 09/05/1788 (Fri.), no. 16788.
- (23) Edwards, *Growth*, p. 11.
- (24) Macpherson, *Annals*, vol. 3, p.134; 岡「イギリス綿工業と東印度会社」・茂木「初期イギリス綿業における景気変

- 動と競争構造」四七・八・五三頁。この状況下に木綿製品の流通システムが未整備だったことが短期間に不況が深刻化した一因だった。Edwards, *Growth*, pp.10-11; 茂木「初期イギリス綿業における景気変動と競争構造」。
- (25) M. B. Rose, *Firms, Networks and Business Values, the British and American Cotton Industries since 1750*, Cambridge, 2000, p. 134.
- (26) Redford, *Manchester Merchants*, pp.2-3; Rose, *Firms*, p. 135.; V.E. Dietz 'Before the age of capital: Manufacturing interests and the British state 1780-1800', unpublished Ph.D. thesis, Princeton University, 1991, pp. 75-76.
- (27) Redford, *Manchester Merchants*, pp. 3-6; Rose, *Firms*, pp. 134-135.
- (28) *The Times*, Tuesday, May, 22, 1788, no. 1079; Redford, *Manchester Merchants*, p.13; L.S. Marshall, *The Development of Public Opinion in Manchester*, Syracuse UP., 1946; V.E. Dietz 'Before the Age of Capital', 1991, Ch. 2 and pp. 82, 85.
- (29) 青木康「ホイッグ党のイデーデン条約反対論ーイギリス産業革命初期の工業利害と政党ー」『西洋史学』一〇四号、一九七六年。
- (30) 近藤和彦「宗派抗争の時代ー一七二〇'三〇年代のマンチェスターにおける対抗の構図」『史学雑誌』第九七編第三号、一九八八年、七七頁。
- (31) スコットランドの自治都市については I.D. Whyte 'The function and social structure of Scottish burghs of barony in the seventeenth and eighteenth centuries', H. von A. Maczak und C. Smout (eds), *Grundung und Bedeutung kleinerer Städte im nördlichen Europa der frühen Neuzeit, 1991, Wiesbaden, 1991*; ストーマン・サエニー編(戒能通厚他編訳)『スコットランド法史』名古屋大学出版会、一九九〇年。
- (32) A. O. Ewing, *View of the Merchants House of Glasgow, containing Historical Notices of its Origin, Constitution, and Property, and of the Charitable foundations which it administers. Presented to the House by Archibald Orr-Ewing, Esq. of Ballinrain, Lord Dean of Guild 1866, Glasgow, 1866*; H. Lumsden, *The Records of the Trades House of Glasgow A.D. 1713-1777 edited with Historical Introduction "Trades House 1605-1777"*, 2vols., Glasgow, 1933.
- (33) 同会議の設立は「グラスゴー」同市を中心とするスコットランド西南地域の経済活動上の大きな転換点だったが、グラスゴー商人館は、産業会議設立後も活動を維持した。
- (34) 内訳の詳細は商人：一三〇名、職人等：三八名、同市と経済的に密接に関連する近郊産業都市の商人と職人等：四八名。G. Stewart, *Progress of Glasgow: A Sketch of the Commercial and Industrial Increase of the City During the Last Century. As shown in the Records of the Glasgow Chamber of Commerce, and Other Authentic Documents. With Fac-Smile signatures of Early Correspondents*, Glasgow, 1883, p.6.
- (35) Stewart, *Progress*, p. 7.
- (36) J. Butt, 'The Scottish Cotton Industry during the Industrial

- Revolution 1780-1840', L. M. Cullen and T. C. Smout eds., *Comparative Aspects of Scottish and Irish Economic and Social History 1600-1900*, Edinburgh, 1977, p. 116.
- (37) たゞとは、一七七〇年代初頭に前身組織を形成して、八〇年代半ばに発足したイングラントの超地域的産業利害組織、全国商工会議 (General Chamber of Manufacturers, Birmingham City Archive: MBP 297)。
- 同商工会は政治的圧力行使運動でも、運動を支える共同組織として機能した (Dietz 'Before the Age of Capital', pp. 73-74)。
- (38) 全国商工会議には、発足当時、有力講成員としてマンチェスタの木綿産業関係者が多数含まれた。しかし、その代表的存在だったマンチェスタ産業企業家 T・ウオーカーらは、一七八六年の英仏通商条約締結時に、会議の中核勢力と対立し会議から離脱した (Dietz 'Before the Age of Capital', Chapter 3, pp. 188-189; Redford, *Manchester Merchants*, p.10)。
- (39) フォスチャン工の事例。Edwards, *Growth*, pp. 75, 77-79; Butt, 'The Scottish Cotton Industry', pp. 117-120; A. J. Cooke, Richard Arkwright and the Scottish Cotton Industry', *Textile History*, vol.10, 1979
- (40) カノンゴロウズ G. D. Yates, *A Biographical Sketch of the Life and Writings of Patrick Colquhoun, Esq., LL.D.*, London, 1818; 林田敏子「富の国家―ペトリック・カノンと18<sup>世紀</sup> 19世紀転換期イギリス社会―」『撰大人文学』一一号、二〇〇三年。
- (41) S.D. Chapman 'The Arkwright Mills---Colquhoun's Census of 1788 and Archaeological Evidence', *Industrial Archaeology Review*, vol. 6-1, 1981-82, pp. 5, 9. ロンドン諸国の産業者との関係については捺染工場企業家ロバート・ユールの活動においてもよく知られている。S.D. Chapman and S. Chassagne, *European Textile Printers in the eighteenth-century, a study of Peel and Oberkammf*, London, 1981, esp. Part II and Conclusion.
- (42) Chapman and Chassagne, *European Textile Printers*, loc. cit.
- (43) 「ペズリー・シヨール」で後に有名を博したグラスゴー近郊の織維産業町ペズリーは、マンチェスタの高級綿布生産部門と位置づけられており、ペズリー周辺で開催する販売日程等は、マンチェスタの新聞広告にも頻繁に掲載された。
- (44) British Library (hereafter cited as BL): 1856.c.5; TNA: BT 6140 f. 127. ユール以外の地元有力者には、ドリンクウォーター (P. Drinkwater) オールドノウ (S. Oldknow) アサートン (P. Atherton) などが出た。
- (45) TNA: BT6140 f. 37. スコットランドではイングラントよりも早い時期に不況の影響がみられたとの見方もある。
- (46) TNA: BT6140 f. 36; National Library of Scotland (hereafter, *The Scots Magazine*, vol. L, Edinburgh, 1788 (May)).
- (47) この時マンチェスタでの会合が選出した代表者は三〇名。BL: 1856.c.5; TNA: BT 6140 f. 127.
- (48) TNA: BT 6140 f. 127.
- (49) マンチェスタでの初会合で状況の改善に向けた活動方針に合意があったことは判明している。BL: 1856.c.5; TNA:

- BT 6/140 f. 127.
- (50) NLS: MSS 1064 ff. 22-23.
- (51) 35Geo.3.c.72: E. Baines, *History of the Cotton Manufacture in Great Britain*..., London, [1835], pp., 280-281.
- (52) マリビの商品は白木綿・カスリン。NLS MSS 1064 ff. 22-23.
- (53) モールの捺染綿布にたいする低い評価がその例。Chapman and Chassagne, *European Textile Printers* p. 92. インペ製綿布にこころは一九世紀に入っても高評価がこころだ。Baines, *History of the Cotton Manufacture*, p. 322. A. Ure, *The Cotton Manufacture of Great Britain*, London, vol.1, p.144; A letter from Salute to Oldknow cited in *Edwards Growth*, p. 43.
- (54) 'Extracts from Papers circulated on the Part of the British Manufacturers in Cotton, relative to the present Competition between the Calico and Muslin Manufacturers of Great Britain, and the same Species of Goods imported from the East Indies; dated. London, April, 1788', *The Scots Magazine*, vol. L, Edinburgh, 1788 April, p. 157.
- (55) TNA: BT/140 f. 39; NLS MSS 1064 ff. 22-23.
- (56) TNA: BT/140 f. 37.
- (57) TNA: BT6/140 ff. 103-117.
- (58) *The Glasgow Chamber of Commerce (Journal 1783-1789)*, vols. 1, 2.
- (59) TNA: BT6/140 ff. 40, 41.
- (60) TNA: BT 6/140 f. 37. マリビで提案された場所はカーライル。
- (61) The Times, Monday, April, 14, 1788, no. 1046.
- (62) TNA: BT 6/140, f.81 (pp. 24-25).
- (63) *The London Gazette*, 22-26, April, 1788; *The Public Advertiser*, 05/05/1788 (Mon.), no. 16784 and 15/05/1788 (Thurs.), no. 16793; Hoppit, 'Financial Crisis', pp. 54-55.
- (64) フンチェスタ南方のロングルトン (Congleton)・スコットランド・パース州スタンリイ (Stanley)・ペンネーション州ウントサイド (Woodside)。TNA: BT/5 ff. 45, 46.
- (65) TNA: BT/5 ff. 41, 42.
- (66) O'Brien et. al., 'Political Components'. こうした方法は一七八八年の不況の後にも継承されて、イギリス木綿産業界が再び不況に陥った92年に、リヴァプールの木綿産業界関係者が、同様の内容の請願を提出した。J. Alkin, *A Description of the Country from thirty to forty miles round Manchester*..., London, 1795, pp. 607-615.
- (67) TNA: BT6/140 ff. 164-169; *The Memorial of the Delegates acting in behalf of the Owners of Cotton Mills and the Callico & Muslin Manufactures in Great Britain* (cited as *The Memorial of the Delegates*).
- (68) TNA: BT6/140, ff. 164-169; BT/5, f.49. 「共有の倉庫・販売所」はマリの訳が適当。
- (69) TNA: BT6/140, ff. 165-166 (*The Memorial of the Delegates*, 'Plan, sec. 3rd-9th').
- (70) NLS MSS 1064 ff. 29-30.
- (71) TNA: BT6/140 ff. 164-165. クロス・ホールの建設資金は、地域ギルドの正会員による共同出資によって賄われて

- いたのにたいして、木綿産業のジエネラル・ホールは、ロンドンの資産家に援助を求めた。設立資金を外部に求めた点はクロス・ホールとの大きな違いである。注二にあげた文献は H. Heaton, *The Yorkshire Woolen and worsted industries, from the earliest times up to the Industrial Revolution*, Oxford, 1965(2nd edn.) を参照。
- (72) William Hornby, 1725-1803. *The Governor of Bombay 1771-1784*.
- (73) 一七八〇年代には、高級種原棉栽培など、本国の木綿産業関係者みずからが材料の確保までおこなう動きもあつたが、その安定には時間がかかり、依然として既存の材料供給ルートは重要だった。Edwards, *Growth*, p. 87-88.
- (74) BL MSS., 38,223, April, 1788 cited in Edwards, *Growth*, p. 80.
- (75) BL: Add Mss 38221 ff. 257-258; NLS MSS 1064 ff. 20-21. P. Colquhoun, *Case of the British Cotton Spinners and Manufacturers of Piece Goods, similar to the Importations from the East Indies*, London, 1790.
- (76) 17Geo.3.c. 50. 競売商品と競り人にたいする課税法。ただし、多くの免税対象商品が含まれた。S. Ohashi, 'The Auction Duty Act of 1777: the Beginning of Institutionalisation of Auctions in Britain', in A. Turpin and J. Warren eds., *Auctions, agents and dealers: the mechanisms of the art market 1660-1830*, Oxford, Archaeopress, 2007. Colquhoun, *Case of the British Cotton Spinners*.
- (77) 林田「富む国家」一三頁。
- (78) NLS MSS 1064 ff. 20-21; TNA: BT6/140 f.81.
- (79) Colquhoun, *Case of the British Cotton Spinners*, p.3
- (80) TNA: BT6/140 f. 165 (*The Memorial of the Delegates*, 'Plan, sec. 7th').
- (81) TNA: BT6/140 f. 165 (*The Memorial of the Delegates*, 'Plan, sec. 1st and 2nd').
- (82) TNA: BT6/140 f. 167. クロス・ホールにたいしては坂巻『イギリス木綿工業の展開』第一章を参照。
- (83) TNA: BT5/5 ff. 57-58.
- (84) TNA: BT6/140 ff. 235, 240-243, 246-247.
- (85) TNA: BT5/5 ff. 60-61.
- (86) S. J. Chapman, *The Lancashire Cotton Industry*, p. 113.
- (87) Redford, *Manchester Merchants*, p.3. マンチェスターヴァプールの間に貨物鉄道が敷設されたこととマンチェスターの木綿産業者は材料の仕入れ、製品搬出のさいリヴァプールの仲介業者と直接取引関係を結ぶようになった。そのためマンチェスターは仲介業者の数が次第に減少したとみられる。S.J. Chapman, *The Lancashire Cotton Industry: A Study in Economic Development*, Manchester (Manchester UP), 1904, p.114.
- (88) 'piece goods' の内容は場合により異なるようだが、一般にインド、中国製のモスリン等織物を指す。J. Mill, *The History of British India*, vol. 1, London, 1817, p.45 note を参照。
- (89) 両者の関係は「不況にたいする陳情を共同で行ったこと」にちがいないとみられる。The *St. James's Chronicle; Or British Evening Post*, 06/05/88(Tue.)-08/05/88(Thurs.),

- no. 4211 [sic.] (i.e. 425).
- (60) TNA: BT6/140 ff. 164-169.
- (61) Aikin, *A Description*, p. 263; T. Ellison, *The Cotton Trade of Great Britain. Including a History of the Liverpool Cotton Market and of the Liverpool Cotton Brokers' Association*, London, 1886, p. 166.
- (62) TNA: BT6/140 ff. 240-243.
- (63) Ohashi, 'The Auction Duty Act of 1777', 2007.
- (64) R. S. Fitton and A. P. Wadsworth, *The Struts and the Arkwrights 1758-1830, a Study of the early Factory System*, Manchester, 1958, p. 310.
- (65) プレストンの技術者企業家ホロックス (John Horrocks: 1768-1804) の例。Hogg ed., *Fortunes Made in Business. A Series of Original Sketches, Biographical and Anecdotic [sic.] , from the Recent history of Industry and Commerce*, (New Edition, Revised and Enlarged, First Series), London and Sydney, 1891, pp. 161-182; S. Coleman, *Old Yarn Respun. The Story of Preston and the Cotton Industry 1791-1991*, [Preston], [c.1991]; J. A. Rees, *The English Tradition. The Heritage of the Venturers. A Survey of Six Centuries*, London, 1934, pp. 212-217; P. Whittle, *The History of the Borough of Preston, in the county Palatine of Lancaster*, Preston, 1887, p. 228. 一七八〇年代末のマンチェスター紙上には大量の関連広告が掲載されている。Rose, *Firms: S.J. Chapman, The Lancashire Cotton Industry*; 中川敬一郎「リヴァプール綿花市場の発達」『経済学論集』二二一六、

史苑 (第七八巻第一号)

- 一九五六年' 二二一三頁。N. S. Buck, *The Development of Organisation of Anglo American Trade 1800-1850*, New Haven, Yale Univ. Press, 1925, pp. 135-150 and passim; R. B. Westerfield, 'Early History of American Auctions--A Chapter in Commercial history', *Transactions of the Connecticut Academy of Arts and Sciences*, vol. 23, 1920, pp. 164, 165, 169-170; Hudson, *Genesis*, pp. 171-3, 176; T. Kusamitsu, "Novelty, give us novelty": London agents and northern manufacturers', in M. Berg ed., *Markets and Manufacture in early industrial Europe*, London and New York, 1991, pp. 114-138 and n. 3. リヴァプールの原棉取引所での販売。一九世紀初頭のランカシャの木綿産業界の北米市場開拓でも競りが利用された。S. J. Chapman, *The Lancashire Cotton Industry*, pp. 113, 121.
- (96) C. Wall, 'The English Auction: Narratives of Dismantlings', *Eighteenth Century Studies* 31-1, 1997.
- (97) Pears, *The Discovery of Painting*, 1988, p. 65.
- (98) 『Geo. 3. c. 50. Ohashi, 'The Auction Duty Act of 1777', 2007.
- (99) [Experience], *A Treatise on the Cotton Trade: in Twelve Letters. Addressed to the Levant Company, West-India Planters, and Merchants*, London, 1789, p. 9
- (100) TNA: BT6/140 ff. 240-243.
- (101) 一七八九年に審議された競売税改正法案 (Piece Goods Bill) をめぐっての見解。マンチェスター木綿産業界関係者は「実直な (*bona fide*)」産業者の利害を損なうという理由で「ユース・グッツ用国産綿布のみの競売税を免除する法案に

一七八八年の「不況」とロンドン・ジエネラル・ホール設立(大橋)

反対した。つまり法案への反対は、マンチェスターの用いる綿布販売単位が免税の対象外であったことが主因だった。しかし言説上は、競りが不徳な商売の温床であると強調し、競りを販売方法に用いることが自体を批判するかたちをとった。The Journal of House of Commons, vol. 44, pp. 544-545.

(20) Dietz 'Before the Age of Capital', Chap. 3, pp. 181. しかし、マンチェスターとハズリーの結合関係が示すように、一七八八年の不況対策運動における「地域」は、単に地理的範囲にとどまらなかった。

(103) P. Colquhoun, *A Treatise on the Police of the Metropolis*, London, 1796 (3rd edn.), Ch. VII., pp. 133, 145; I. Pears, *The Discovery of Painting, the Growth of Interest in the Arts in England 1680-1768*, New Haven and London, 1988, p. 65. なお、競売課税法の導入以降(一七七七年)、『競りで扱う商品は特化される傾向をみせはじめが、こうした変化は、定期市や毛織物産業における商取引所など、「公」という語とかかわりをもち、その他の商業空間にもあてはまった。競りの特化傾向については、J. A. Chartres, 'Country Tradesmen', in G. E. Mingay ed., *The Victorian Countryside*, vol. 1, London, 1981; Do., J. A. Chartres, 'Country Trades, Crafts, and Professions', in G. E. Mingay ed., *The Agrarian History of England and Wales, 1750-1850*, vol. VI, Cambridge, 1989. 定期市等に ついては P. Hudson, *The Genesis of Industrial Capital; a Study of the West Riding Wool Textile Industry c. 1750-1850*, Cambridge, 1986; A. Randall, *Before the Luddites*,

*Custom, Community and Machinery in the English Woollen Industry, 1776-1809*, Cambridge (CUP), 1991; 坂巻清「産業革命期ヨークシャ紡毛工業におけるクロス・ホール制と織元の慣習」『研究年報経済学』(東北大学)五六巻二号、一九九四年。

(104) Y. Kumagai, *Breaking into the Monopoly*.

(105) 道重一郎『イギリス流通史研究』日本経済評論社、一九八九年。

(106) E. Robinson, 'Eighteenth-Century Commerce and Fashion: Mathew Bolton's Marketing Techniques', *ECHR*, vol. XVI, no. 1, pp. 39-60; N. McKendrick, esp. Chaps. 3 and 4 of Part I ('Commercialization and the Economy'), N. McKendrick, J. Brewer and J. H. Plumb, *The Birth of a Consumer Society*; Kusamitsu, "'Novelty, give us novelty'..."; C. Walsh, 'The Newness of the Department Store: a View from the Eighteenth Century', G. Crossick and S. Jaumann eds., *Cathedrals of Consumption: the European Department Store, 1850-1939*, Brookfield &, 1999; Do., 'The Advertising and Marketing of Consumer Goods in Eighteenth Century London', C. Clements and E. Shore eds., *Advertising and the European City*, London, 2000.

(107) 一八世紀の新たな社会・経済・文化研究の一例は N. McKendrick, J. Brewer and J. H. Plumb, *The Birth of a Consumer Society, the Commercialization of Eighteenth-Century England*, London &, 1982; L. Weatherill, *Consumer behaviour and material culture in Britain*

1660-1760, London, 1988; J. Brewer and R. Porter eds., *Consumption and the World of Goods*, London and New York, 1993; J. Brewer and S. Staves eds., *Early Modern Conceptions of Property*, London and New York, 1994; A. Bermingham and J. Brewer eds., *The Consumption of Culture 1600-1800: Image, Object, Text*, London and New York, 1995; M. Berg, 'Consumption in Eighteenth- and early Nineteenth-Century Britain', R. Floud and P. Johnson eds., *The Cambridge Economic History of Modern Britain, vol. 1 Industrialisation, 1700-1860*, Cambridge, 2004, pp 357-387; J. Stobart and I. Van Damme eds., *Modernity and the second-hand trade: European consumption cultures and practices, 1700-1900*, Palgrave Macmillan, 2010; J. Stobart and M. Rothery, *Consumption and the country house*, Oxford University Press, 2016; M. Berg, 'In Pursuit of Luxury: Global History and British Consumer Goods in the Eighteenth Century', *Past & Present*, 2004; B. Lemire, *Dress, Culture and Commerce: The English Clothing Trade before the Factory, 1660-1800*, London and New York, 1997.

(本学グローバル・リヒラルアーツ・  
プログラム運営センター特任准教授)

## The General Hall in London (est. 1788): Cotton traders in Britain and their perspectives at the end of the 1780s

OHASHI, Satomi

In the history of the British cotton industry, the late 18th century has been considered an important turning point until recently: it was the time when British cotton textiles achieved the level 'equal' to the textiles produced in India in both quality and quantity, and, hence, the cotton industry in Britain could launch the expansion of markets overseas. Thereafter, British cotton manufacturers and traders increased their efforts to obtain markets abroad, fighting against the privilege and trading monopol enjoyed by the East India Company for the last few centuries. In the domestic scene, the industry entered a new stage for the preparation of the factory systems which allowed them to produce more products, leading British society as a whole to the modern phase. Among a number of studies devoted to the investigation of the progress of the British cotton industry, and particularly their leadership in a campaign for obtaining the right of free trade, it has been Manchester and Liverpool that have gained the most attention. However, in the process of achieving advancement in the cotton industry in Britain Scottish manufacturers and traders, particularly those of Glasgow and its neighbourhood played vital roles, and as the activities for overcoming hardship during the late 1780s testified, at one point at least, they even proposed different ideas from those of their English counterparts.

The purpose of this paper is, therefore, to shed light on those undercover realities of the British cotton trade in the late 1780s. The paper will investigate specifically the attempts of British cotton manufacturers and traders intended to overcome a critical situation prevailing in Britain after one of the public sales of the East India Company in 1787. Through the investigation the paper will point out that the British cotton industry at that time did not merely criticise the monopoly and the privileges given to the East India Company, but also put forward their own scheme to establish a commercial venue called the General Hall in London for the purpose of promoting their own industry, which was rejected by peer manufacturers and traders in Manchester and Paisley. In conclusion, the paper notes that the fact that the opinions in the British cotton industry were split over the ways to achieve success in their industry is an important suggestion that British society at the end of the 18th century had different views for achieving modern society.

一七八八年の「不況」とロンドン・ジェネラル・ホール  
の設立（大橋）